

見守り登校の規模縮小について

新型コロナウイルスの感染拡大防止強化のため、見守り登校につきましては、原則休室となる学童保育と同様に、対象となるご家庭を限定し、規模を縮小することといたします。期間や対象となるご家庭等は下記のとおりとなります。ご不便をおかけしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 期間

令和2年4月21日（火）～5月1日（金）

※緊急事態宣言の発出状況により、期間を変更する場合があります。

2 対象となる家庭

- (1) 医療に従事されている家庭
- (2) 警察・消防、介護保育等社会の機能を維持するために終業の継続が必要な家庭。
- (3) ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由により家庭での保育が困難な家庭。

※期間中に見守り登校を利用する場合は、「見守り登校利用申請書」の提出が必要になります。

※申請書は学校で用意しておりますが、茨木市ホームページの学校教育推進課のページからもダウンロードできます。

3 その他

- (1) 実施時間については8時30分から15時00分までで変更ありません。
- (2) 利用にあたっては毎朝家庭で検温し、連絡帳等に体温を記入し、マスク着用の上登校してください。